

滝川市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年12月26日(木) 15時30分から16時59分
2. 開催場所 滝川市庁舎3階301・302会議室
3. 出席委員(12人・議席番号順)

会長 木幡孝雄

会長職務代理者 又村克茂

委員 12人

4. 欠席委員 2人

5. 議事日程

- 1 会長あいさつ
- 2 議事録署名委員の指名
- 3 会期の決定について
- 4 報告1 一般事務報告について
- 5 報告2 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等
促進計画の許可申請の取り下げについて
- 6 議案1 農地法第18条第6項の規定による届出について
- 7 議案2 農地法第3条の規定による許可申請について
- 8 議案3 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等
促進計画の承認について
- 9 議案4 農業経営基盤強化促進法第22条の規定に基づく要請について
- 10 協議1 滝川市地域計画の一部変更に係る意見について

6. 農業委員会事務局職員

議 長	(会長、挨拶の後) それでは只今から第 18 回農業委員会総会を開催します。 本日出席委員は 14 名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しています。11 番 本元委員、13 番 本郷委員より欠席の届出が出ています。8 番 伊藤委員より遅刻の届出が出ております。 議事日程 2 番、議事録署名委員の指名は、議長において指名してよろしいですか。
各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	本日の議事録署名委員に 7 番、上田委員、9 番、川本委員を指名いたします。 議事日程 3 番、会期の決定について、会期を本日限りとすることによろしいですか。
各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	会期は本日 1 日限りといたします。 議事日程 4 番、報告第 1 号、一般事務報告について、事務局に説明を求めます。
説 明 員	報告第 1 号、一般事務報告について説明します。 (報告第 1 号について資料により報告)
議 長	説明が終わりました。質疑意見を求めます。
各 委 員	(なしの声あり)
議 長	なしということで質疑意見を終了いたします。報告第 1 号については、報告済・承認とします。 議事日程 5 番、報告第 2 号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の許可申請の取り下げについて事務局に説明を求めます。
説 明 員	報告第 2 号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の許可申請の取り下げについて説明します。 江部乙町 番、地目「田」、8,335 m²について、譲渡人 さんから北海道農業公社転貸を経て譲受人 さんに売却することで令和 6 年 11 月

	26 日第 17 回総会で許可をいただいたところですが、次のページの参考資料をご覧ください。 地域計画記載地であっても農振農用地区域外の農地は公社は買い入れしないということで農業公社より説明があり、両申請人より取り下げる事となりましたので報告いたします。なお、この農地については農地法第 3 条で申請することになります。以上報告します。
議 長	説明が終わりました。質疑意見を求めます。
委 員	ここは農振農用地区域外だったということですか。
説 明 員	国道沿いの農地で確認したところ区域外農地でした。
委 員	区域外ということは控除とかも対象にならないということか。
説 明 員	そのとおりです。
議 長	他にございませんか。
各 委 員	(なしの声あり)
議 長	なしということで質疑意見を終了いたします。報告第 2 号については、報告済・承認とします。
	まもなく午後 4 時になることから、農業委員会会議規則第 7 条により会議を延長します。
	議事日程 6 番、議案第 1 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について事務局に説明を求めます。
説 明 員	議案第 1 号、農地法第 18 条第 6 項に基づく届出について説明します。今月は 7 件です。
	1 番、北滝の川 番、さんとさんの解約です。借主の申出により農地集約のため解約するものです。この農地については農地法第 3 条で申請することになります。
	2 番、東滝川 番、さんとさんの解約です。貸主の申出により、東滝川地区の土地改良事業の開始に伴い農地集約のため新しい耕作者に変更になることから解約するものです。後ほど議案第 3 号で説明します。
	3 番、北滝の川 番、さんとさんの解約です。借主の申出により

		農地集約のため解約するものです。この農地については一部は、促進計画で売買しますが一部は未定で耕作者を探している状態です。 4番から7番までは さんの経営規模縮小のため解約するものです。旧経営基盤強化促進法の利用集積計画と農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画と混在しているとわからなくなることから利用集積計画は全て解約して促進計画に切り替えます。 4番、北滝の川 番、 さんと さんの解約です。 5番、北滝の川 番、 さんと さんの解約です。 6番、北滝の川 番、 さんと さんの解約です。 7番、北滝の川 番、 さんと さんの解約です。以上で説明を終わります。
議 各 議	長 委 員 長	説明が終わりました。議案第1号について、質疑意見を求めます。 (なしの声あり) 質疑、意見を終了いたします。議案第1号について、原案のとおり可とすることによろしいですか。
各 議	委 員 長	(異議なしの声あり) 伊藤委員入室(16:07) 議案第1号について、原案のとおり決定とします。 議事日程7番、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について審議を求めます。事務局に説明を求めます。
説 明	員	議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について説明します。今月は、所有権移転7件です。 1番、北滝の川 番、現況地目「田」、30,722㎡、 さんと さんの所有権移転です。所有者の さんの老齢による農地の維持管理困難なことから、売却を希望していましたが、当初借主の さんは売買で取得する予定はないことから、且つ農振農用地ではないことから農地法第3条で現在隣地の農地を耕作している さんに譲渡するものです。売買価格は3,379,000円、反当たり11万です。 2番、北滝の川 番、現況地目「田」、15,268㎡、 さんと さんの

議 長	所有権移転です。所有者の さんの老齢による農地の維持管理困難なことから、且つ農振農用地ではないことから農地法第3条で借主の さん に譲渡するものです。売買価格は3,817,000円、反当たり25万です。 3番、東滝川町 番、現況地目「田」、2,089㎡、 さんと さんの所有権移転です。所有者の さんの老齢による農地の維持管理困難なことから、且つ農振農用地ではないことから農地法第3条で借主の さん に譲渡するものです。売買価格は50,000円、反当たり2.5万です。 4番、江部乙町 番、現況地目「田」、8,335㎡、 さんと さんの所有権移転です。所有者の さんの老齢による農地の維持管理困難なことから、且つ農振農用地ではないことから農地法第3条で借主の さん に譲渡するものです。売買価格は1,000,000円、反当たり12万です。 5番、江部乙町 番、地目「畑」、2,507㎡、 さんから さんへの所有権移転です。所有者である さんの老齢による農業廃業に伴い、遠隔地の農地を近隣耕作者である さんに譲渡するものです。なお、今回3条になったのは、所有者の さんが農地を認定農業者に賃貸しておらず地域計画の対象ではなかったことによるものです。売買価格は50,000円、反当たり2.5万です。 6番、江部乙町 番、 さんと さんの所有権移転です。所有者の結婚、市外転出による農地の維持管理困難なことから、現在農地を管理している さんに譲渡するものです。 さんは畑の他に約20,000㎡規模の原野も取得すること、所有者の さんが農地を認定農業者に賃貸しておらず地域計画の対象ではなかったこともあり農地法第3条で さんに譲渡するものです。売買価格は600,000円、反当たり16,400円です。 7番、江部乙町 番、現況地目「田」、5,258㎡、 さんと さんの所有権移転です。所有者の さんの老齢による農地の維持管理困難なことから、且つ農振農用地ではないことから農地法第3条で借主の さん に譲渡するものです。無償譲渡です。以上で説明を終わります。 説明が終わりました。議案第2号申請番号1番を除く2件について、質疑意見を求めます。
-----	---

各 委 員	(なしの声あり)
議 長	質疑、意見を終了いたします。議案第 3 号申請番号 1 番を除く 6 件について、許可申請は許可相当とすることによろしいですか。
各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	議案第 3 号申請番号 1 番を除く 6 件について、原案のとおり決定とします。次に議案第 3 号申請番号 1 番について、農業委員会法第 3 1 条に基づき委員の退室をお願いします。
	(委員 1 6 : 1 5 退室)
議 長	申請番号 1 番について、質疑意見を求めます。
各 委 員	(なしの声あり)
議 長	質疑意見を終了いたします。申請番号 1 番について、許可申請は許可相当とすることによろしいですか。
各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	議案第 2 号、申請番号 1 番について、原案のとおり決定といたします。委員の入室をお願いします。
	(委員 1 6 : 1 6 入室)
議 長	議事日程 8 番、議案第 3 号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の承認について意見を求めます。事務局に説明を求めます。
説 明 員	議案第 3 号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の承認について説明いたします。今月は、貸借権設定が 2 4 件、所有権移転が 1 1 件です。1 番から 4 番までは基盤強化促進法による利用集積計画の期間満了に伴い、引き続き中間管理の促進計画で貸借するものです。 1 番、2 番、北滝の川 番、地目「田」、15,733 m²、さんから北海道農業公社を転貸して さん、期間は 1 0 年間、10a 当りの賃借料は、8,000 円です。 3 番、4 番、北滝の川 番、地目「田」、6,851 m²、さんから北海道農業公社を転貸して さん、期間は 1 年間、10a 当りの賃借料は、

	9,000 円です。 さんが来年度で廃業予定のため、1 年となりました。 5 番、6 番、北滝の川 番、地目「田」、23,744 m²、 さんから北海道農業公社を転貸して さん、期間は 5 年間、10a 当りの賃借料は、8,000 円です。所有者の さんが老齢により規模縮小することから近隣耕作者である さんに貸借するものです。 7 番、8 番、東滝川 番、地目「田」、41,203 m²、 さんから北海道農業公社を転貸して さん、期間は 10 年間、10a 当りの賃借料は、8,000 円です。東滝川地区の土地改良事業の開始に伴い農地集約のため新しい耕作者に変更するものです。 9 番から 22 番までは さんの老齢による規模縮小に伴い、近隣耕作者に賃貸借し、併せて基盤強化法と中間管理法と期間が交叉するので、整理するためすべて中間管理法でそろえました。 9 番、10 番、北滝の川 番、地目「田」、9,271 m²、 さんから北海道農業公社を転貸して さん、期間は 5 年間、10a 当りの賃借料は、8,000 円です。 11 番、12 番、北滝の川 番、地目「田」、25,533 m²、 さんから北海道農業公社を転貸して さん、期間は 10 年間、10a 当りの賃借料は、8,000 円です。 13 番、14 番、北滝の川 番、地目「田」、16,043 m²、 さんから北海道農業公社を転貸して さん、期間は 10 年間、10a 当りの賃借料は、8,000 円です。 15 番、16 番、北滝の川 番、地目「田」、15,907 m²、 さんから北海道農業公社を転貸して さん、期間は 10 年間、10a 当りの賃借料は、8,000 円です。 17 番、18 番、北滝の川 番、地目「田」、7,949 m²、 さんから北海道農業公社を転貸して さん、期間は 10 年間、10a 当りの賃借料は、8,000 円です。 19 番、20 番、北滝の川 番、地目「田」、8,026 m²、 さんから北海道農業公社を転貸して さん、期間は 10 年間、10a 当りの賃借料
--	---

	は、8,000 円です。 2 1 番、2 2 番、北滝の川 番、地目「田」、8,526 m²、 さんから北海道農業公社を転貸して さん、期間は 5 年間、10a 当りの賃借料は、8,000 円です。 2 3 番、2 4 番、江部乙町 番、地目「田」、17,480.90 m²、 さんから北海道農業公社を転貸して さん、期間は 1 0 年間、10a 当りの賃借料は、11,500 円です。江部乙地区の土地改良事業の開始に伴う農地集約及び さんが老齢による規模縮小のため新しい耕作者に変更するものです。 次に所有権移転ですが、あっせんを伴わない即売について説明します。2 5 番、2 6 番、北滝の川 番、地目「田」、16,392 m²、 さんから北海道農業公社を転貸して さんへの売買です。10a 当り、250,000 円、総額 4,098,000 円です。 さんの農業廃業に伴い所有地を近隣耕作者である さんに賃貸借しておりましたが、 さんが老齢により売却することとなったものです。農地取得後は水を入れ、転作畑として耕作する予定です。 2 7 番、2 8 番、北滝の川 番、地目「田」、11,529 m²、 さんから北海道農業公社を転貸して さんへの売買です。10a 当り、150,000 円が 261 番、残りが 80,000 円で総額 1,256,000 円です。これまで近隣耕作者である さんが賃貸借しておりましたが、老齢により維持管理困難なことから売却することとなったものです。 番は田、他 2 筆は畑として耕作する予定です。 2 9 番、3 0 番、北滝の川 番、地目「田」、12,396 m²、 さんから北海道農業公社を転貸して さんへの売買です。10a 当り、60,000 円、総額 743,000 円です。これまで さんが賃貸借しておりましたが、水活交付金が終了することから解約となり、 さんも老齢により遠隔地の農地を近隣地耕作者である さんに売却することとなったものです。畑として利用予定ですが、水を入れ、可能であれば転作畑として耕作する予定です。
--	--

議 長 説 明 員	3 1 番、3 2 番、西滝川 番、地目「畑」、28,348 m²、 さんからさんへの所有権移転です。老齢による農業廃業で さんに売却するものです。反当たり 3 万円、総額 850,000 円で譲渡するものです。昨年まで農地法第 5 条による一時転用で砂利採掘を行っていた農地で土壌が悪いこと、親戚ということもあり、この金額で売買するものです。今後は、「畑」として大豆等を耕作する予定です。耕作者の さんですが新十津川町在住の認定農業者です。新十津川町で農業をしておりますので、平成橋を渡って短時間で行き来することができます。昨年より さんから相談を受けており譲渡予定であったことから地域計画でも事前にリストに入れておいたので、今回中間管理による促進計画を活用することになりました。 3 3 番、3 4 番、江部乙町 番、地目「田」、22,320 m²、「畑」、1,068 m²、 さんから北海道農業公社を転貸して さんへの売買です。貸借していた 番、 番を反当たり 50,000 円で、残りは無償譲渡で総額 1,080,000 円です。自宅を解体し、滝川市内に転出したためこれまで賃貸借していた さんに売却することとなったものです。貸借していた農地は水活交付金対象地でしたが、現在水は入っておらず、令和 8 年で終了予定で以後畑として耕作する予定ですが水張りも検討予定とのことです。他は畑として活用予定です。 3 5 番、東滝川 番、地目「田」面積 28,681 m²、 さんから、北海道農業公社への売買で売買価格は 6,596,000 円 10a 当り、23 万円です。農地保有合理化事業により さんに代わって公社が買入し、 さんに賃貸借の後、売却します。以上で説明を終わります。 説明が終わりました。江部乙東地区あっせん常任委員会委員長より説明があります。 江部乙東地区あっせん常任委員会の結果を報告します。 申請番号 5 番、売り手 子さんから滝川市江部乙町 番、「田」47,531.91 m²、「畑」2,020 m²の売渡あっせんの申出が令和 6 年 11 月 20 日にありましたので、 農事組合、耕作者 さん、隣接地耕作者 さん
-------------------------	---

		にあっせんの申出を通知したところ、さん、さんより買い受けのあっせんの申出がありましたことから、江部乙東地区あっせん常任委員会を令和6年12月11日14:54から市役所3階302会議室で開催されました。出席者は売り手さん、買い手さん、さん、委員は江部乙東地区委員8名、事務局は2名の出席であっせんが行われました。あっせんの結果は不成立となりました。このあっせんについては江部乙西地区の農地と東地区の農地全体を対象としたため、個々の判定が不可能ということで成立しませんでした。以上報告いたします。
議	長	議案第3号申請番号27番、28番を除く33件について、質疑意見を求めます。
各	委 員	(なしの声あり)
議	長	質疑、意見を終了いたします。議案第3号申請番号27番、28番を除く33件について、許可申請は許可相当とすることによろしいですか。
各	委 員	(異議なしの声あり)
議	長	議案第3号申請番号27番、28番を除く33件について、原案のとおり決定とします。次に議案第3号申請番号27番、28番について、農業委員会法第31条に基づき委員の退室をお願いします。 (委員16:36退室)
議	長	申請番号27番、28番について、質疑意見を求めます。
各	委 員	(なしの声あり)
議	長	質疑意見を終了いたします。議案第3号申請番号27番、28番について、許可申請は許可相当とすることによろしいですか。
各	委 員	(異議なしの声あり)
議	長	議案第3号申請番号27番、28番については、原案のとおり決定いたします。委員の入室をお願いします。 (委員16:37入室)
議	長	議事日程9番、議案第4号、農業経営基盤強化促進法第22条に基づく要請について意見を求めます。事務局に説明を求めます。

説 明 員	議案第４号について説明します。こちら令和 6 年 12 月 11 日のあっ
	せん常任委員会での案件です。
	1 番、10 月 30 日、さんより北滝の川 番、地目「田」16,860 m²の売渡のあっせんの申出がありましたので、11 月 25 日、農事組合、耕作者 さん、隣接地耕作者 さん、さんにあっせん通知を行ったところ 11 月 28 日、さんからあっせんの申込がありました。これを受けて 12 月 11 日 9:20 から市役所 3 階 302 会議室で滝川西地区あっせん常任委員会を開催しました。あっせんは成立しましたが譲受人より早急の購入は難しいことから、北海道農業公社で買入の要請が必要と認められることから農業経営基盤強化促進法第 22 条の規定に基づき滝川市長に対して要請するものです。土地条件として砂利採取は行っていないが基盤整備は整備済です。あっせん価格は、「田」10a あたり 28 万円、総額 4,720,000 円、附帯物件はありません。 2 番、11 月 20 日、さんより江部乙町 番、地目「田」30,034 m²、「畑」1,448 m²の売渡のあっせんの申出がありましたので、11 月 25 日、農事組合、耕作者 さんにあっせん通知を行ったところ 11 月 28 日、さんからあっせんの申込がありました。これを受けて 12 月 11 日 13:54 から市役所 3 階 302 会議室で滝川西地区あっせん常任委員会を開催しました。あっせんは成立しましたが譲受人より早急の購入は難しいことから、北海道農業公社で買入の要請が必要と認められることから農業経営基盤強化促進法第 22 条の規定に基づき滝川市長に対して要請するものです。土地条件は良好。あっせん価格は、「田」10a あたり 28 万円、「畑」5 万円、総額 8,481,000 円、附帯物件はありません。2 件とも来年 1 月の農業委員会総会に上程する予定です。以上で説明を終わります。
議 長	説明が終わりました。質疑意見を求めます。
各 委 員	(なしの声あり)
議 長	質疑、意見を終了いたします。議案第 4 号について、原案のとおり可とすることよろしいですか。

各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	議案第 4 号については、原案のとおり決定いたします。 議事日程 10 番、協議第 1 号、滝川市地域計画の一部変更に係る意見について協議を行います。所管より説明を求めます。
説 明 員	協議第 1 号について、説明を申し上げます。 今回、農地転用に先んじて地域計画の変更が必要となっておりますので、4 月にも同様の案件がございましたが、改めて別の案件が発生しましたのでご説明させていただきます。 1 番、農地転用を行う農地、江部乙町 1 番の地域計画について～農業用施設の納屋を建設し、用途変更を行う農地についてはこの農業者の家屋に隣接しています。また納屋の建設により現状の営農に支障はなく、さらなる農作業の効率化が認められることからこの用地 875 m²について、地域計画から除外されることとなります。記載の耕作面積 11ha については範囲内なので変更なしとなります。添付の地図が実際に除外される面積です。以上で説明を終わります。
議 長	説明が終わりました。質疑、意見を求めます。
委 員	この面積全て納屋になるのですか。
説 明 員	分筆登記も考えていたのですが、納屋の他に作業場、駐車場としてこの一帯を全利用することにしました。
委 員	ここは温床畑じゃなかったか。
説 明 員	自宅の南側に移す予定です。
議 長	他にございませんか。
各 委 員	(なしの声あり)
議 長	質疑、意見を終了します。協議第 1 号については、原案のとおり「意見なし」とすることよろしいですか。
各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	協議第 1 号については、原案のとおり「意見なし」として決定いたします。 本日の議案については、以上でございます。

議 長 説 明 員 議 長	それではその他団体推薦の委員さんから連絡事項等ありましたらお願いいたします。 （各推薦委員から事務連絡あり） その他、事務局からお願いいたします。 （行事日程について資料に基づき報告） 第１９回総会は１月２９日１５時３０分からということで決定します。 以上をもちまして、第１８回滝川市農業委員会総会を閉会いたします。皆さんご苦労さまでした。（１６：５９）
------------------------------------	---